



広報

選挙特集号

平成21年(2009年)10月20日

編集・発行
猪名川町総務課

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畠11-1 電話番号 072 (766) 0001 (代表) ファックス番号 072 (766) 3732

いながわ

猪名川町長選挙 猪名川町議会議員補欠選挙

10月20日に告示
10月25日に投票



あなたの一票が、住みよい猪名川町につながります

遠隔地での不在者投票
遠隔地での不在者投票（名簿登録地の市區町村以外の市区町村で投票）や郵便等投票、指定施設（病院、老人ホームなど）における不在者投票は次とのおり行われます。

不在者投票
贈らない 求めない 受け取らない
3ない運動で明るい選挙を
公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」することを禁止しています。また、有権者もこれらの寄附を求めたり、受け取ったりしてもいけません。
きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。ルール違反がないか有権者がしっかりと見守り、明るい選挙を実現しましょう。

問合せ
町選挙管理委員会事務局
(総務課内)
0766-8708

投票できる人
投票できる人は、平成元年10月26日までに生まれた人で、平成21年7月19日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。
なお、選挙人名簿に登録されている人でも、投票日前日までに町外に転出した人は、投票できません。

投票方法
今回の選挙では、町長選挙と町議会議員補欠選挙の2回投票することになります。

町長選挙 水色の投票用紙

投票所と入場券
投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14箇所に設置します（裏面一覧表のとおり）。

期日前投票は
10月21日から開始

投票日に、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができる人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。投票時間は、午前8時30分から午後8時まで、入場券が到着している場合はご持参ください（印鑑不要）。期日前投票所は、投票場と日生住民センターの2箇所に開設します。

郵便等による不在者投票
この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで身体に重度の障害がある人や、介護保険法による要介護の人が、居住の場所で郵便等による不在者投票を定められた要件に該当する人が、居住の場所で郵便等による不在者投票をすることができる制度です。

また、郵便等による不在者投票をすることができる選挙のうち、自ら投票の記載を定められた要件に該当する人は、代理記載の方法による投票ができます。

これらの制度を利用するために、事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けている人には、選挙管理委員会から投票用紙等の請求書を郵送しますので、選挙管理委員会から投票用紙の請求を到着しない投票用紙の請求をしてください（10月22日以降の請求は法律によりできません）。

病院などでの不在者投票
都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどに入所されている人についても不在者投票制度があります。

代理投票・点字投票
身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が記入できない人には、選挙期日ににおける投票所及び期日前投票所において、係員が代筆する「代理投票」制度があります。また、「点字投票」制度もありますので、係員にお申し出ください。

期日前投票所の開設		
投票所	開設期間	時間
役場1階会議室	10月21日（水）～10月24日（土）	午前8時30分～午後8時
日生住民センター会議室（センタービル2階）：下図参照		

開票は、投票日当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および本町インターネットホームページで発表します（ホームページアドレスは、広報紙下部に記載）。